

Bulutangkis チーム規約

第1章 総則

- 第1条(名称) 本チームは、Bulutangkis(以下「本チーム」という)と称する。
- 第2条(事務局) 本チームの事務局は、代表の指定する場所に置く。

第2章 目的および理念

- 第3条(目的) 兵庫県神戸・阪神・丹有地区において、中高生が所属の枠を超えて技術向上を目指し、切磋琢磨できる活動の場を提供することを目的とする。
- 第4条(理念) バドミントンを通じて、生涯スポーツとしての基本姿勢やマナー、スポーツマンシップを育むことを理念とする。

第3章 会員および役員

- 第5条(会員種別) 本チームの会員は、次の通りとする。
 1. 中体連登録会員
 2. 常時参加会員
- 第6条(除名) スポーツマンシップに欠ける言動、または本規約に違反する行為があった者は、代表の判断により除名することができる。
- 第7条(会員の義務) 会員は、次の義務を負う。
 1. 会費の納入
 2. 大会へのエントリー(希望者、または該当者のみの場合もある)
 3. 中学生会員の県中体連登録(該当者のみ)
- 第8条(役員) 本チームに次の役員を置く。ただし、役員の兼務を妨げない。
 1. 代表
 2. 監督
 3. マネージャー(会計兼務可)
 4. コーチ
- 第9条(任務) 本チーム役員は次の任務を負う。
 1. 代表は、本チームを代表し、運営全般を総括する。
 2. 監督およびコーチは、選手の技術および精神面での指導を行う。
 3. 会計は、金銭出納の管理、決算報告の作成および総会での報告を行う。
- 第10条(選任と任期) 役員は総会にて選出する。任期は特に定めず、持続可能な運営を目指すものとする。

第4章 会議

- 第11条(目的) 本チームはその目的・理念遂行のため次の会議を持つものとする。

1. 総会 2. 役員会
- **第 12 条(会議の開催)** 総会は代表が議長となり、毎年 1 回開催する。また代表が認めた時は、臨時に開催できるものとする。
- **第 13 条(議決)** 総会においては次の事項を出席者の過半数をもって議決する。
 1. 運営方針、規約の改正
 2. 年度毎の予算、決算および監査報告、事業計画
 3. その他、本会の運営に関する基本的事項

第 5 章 会計および運営

- **第 14 条(会計年度)** 本チームの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。ただし、合宿、遠征等は別会計とする。
- **第 15 条(経費)** 本チームの経費は、会員からの月謝、ビジターからの参加費、地域事業所等からの協賛金をもって充てる。
- **第 16 条(会費等)**
 1. 月会費は、中体連登録者および常時参加者は 5,000 円(小学生は 4,000 円)とする。
 2. ビジター参加費は、平日 400 円、土日祝 700 円とする。
 3. 体育館使用料、シャトル代、消耗品購入等の費用は、代表が状況に応じて設定・執行する。
 4. 会費は、シャトル価格や運営上の諸事情により変更する場合があります、その際は別途通知する。
- **第 17 条(納入方法)**
 1. 月会費は、所定の月謝袋に現金を添えて、毎月最初の練習日までに納入するものとする。
 2. 大会参加費、合宿、遠征費用等は、別途実費を徴収し、月会費とともに請求する。
- **第 18 条(運営の決定権)** 練習内容、シャトル・消耗品等の購入、および有料施設利用時の参加費設定は代表者の一任とする。

第 6 章 安全管理および事務

- **第 19 条(保険)** 会員は、活動中の事故や怪我に備え、スポーツ安全保険に加入しなければならない。チームが一括して加入手続きを行い、その費用は会員が負担する。
- **第 20 条(移動と管理)**
 1. 練習および試合会場への移動は、保護者の責任と負担において行う。移動中の事故等について、本チームは一切の責任を負わない。
 2. 大会役員、体育館の鍵開け、練習の見守り等の管理業務について、保護者に協力を依頼することがある。

- **第 21 条(備付簿冊)** 本チームは次の簿冊を事務局に備え付けるものとする。

1. 会員名簿
2. 総会議事録
3. 金銭出納簿
4. その他必要書類

第 7 章 個人情報の取扱い

- **第 22 条(肖像権等)** 本チームの広報活動(HP・SNS 等)において、会員の氏名・写真・映像等を使用する場合がある。ただし、本人または保護者から削除依頼があった場合は、速やかに対応する。

附則

本規約は、令和 8 年 1 月 1 日より施行する。